

「住所変更の届出」をされる方へ（お願い）

住民基本台帳カードをお持ちの方は、届出の際に、必ずご提示ください。

『千葉市に住所を異動する場合』や『他の市町村に住所を異動する場合』など【住所を変更する場合】は、【住民基本台帳カード】をお持ちの方は、届出の際に、必ずご提示ください。

住所を異動する場合でも、引き続き、お持ちの【住民基本台帳カード】をご利用できる場合があります。また、他の市町村に住所を異動した場合に、手続きが簡略化できます。

なお、届出の際に、引き続き、【住民基本台帳カード】の利用を希望されない場合は、その旨お申し出ください。

お急ぎのところお手数ですが、ご協力をお願いいたします。

- 他の市町村に住所を異動しても、引き続き千葉市発行の住民基本台帳カードをご利用できる場合があります。
- 他の市町村に住所異動する場合に住民基本台帳カードを提示することで、手続きに必要な転出証明書が交付されません（他の市町村においての手続きが簡略化できます）。

